

## 平成26年第1回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号（1月24日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案第1号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4
議員派遣について	9
閉会の宣告	9
署名議員	11

第 1 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成26年第1回鮫川村議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成26年1月24日(金曜日)午後 2時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する  
条例

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 4 議案第2号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第3号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 6 議案第4号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 7 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	芳 賀 亨 君
企 画 調 整 課 長	石 井 哲 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長 農 業 委 員 会 長 農 林 課 長	本 郷 秀 季 君	地 域 整 備 課 長	近 藤 保 弘 君
議 事 務 局 長	小 松 毅 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 長	増 谷 隆 夫	書 記	渡 邊 敬
-----------	---------	-----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第1回鮫川村議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

---

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫君） 諸般の報告をいたします。

議案第1号から議案第4号までの4議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

村監査委員より、例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員出張関係であります。12月25日、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため星議員が白河市、1月9日、年始知事懇談会のため議長が福島市に出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 関根政雄君 及び

9番 山形郁夫君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第1号～議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第3、議案第1号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第4号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

○村長（大樂勝弘君） 大変ご苦労さまでございます。

提案させていただきました4議案について説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

この条例改正は、地方税法の改正に伴い改正した鮫川村税条例に合わせまして、諸収入金に対する延滞金についてもその率を引き下げるための改正であります。

次に、議案第2号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。

この条例の介護保険料の延滞金の率を村の税条例に準ずる規定に改正するものであります。いずれも現在の低金利の状況に合わせて、延滞金についての税率を引き下げるものであります。

次に、議案第3号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）についてのご説明を申し上げます。

議案書の3ページから4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをごらんください。

補正前の予算額35億6,943万4,000円に対しまして、今回2,713万円を増額し、補正後の予算総額35億9,656万4,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

9款の地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税のうち普通交付税1,827万円の増額は、普通交付税の増額が見込めるための増額で、今回の歳出予算の財源に充当するものであります。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のへき地診療所設備整備事業費787万5,000円の増額は、国保診療所においてエックス線撮影装置ほか3件の医療機器を導入するための県の補助金であります。総事業費は1,585万5,000円、補助率は50%であります。

同じく5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金の森林整備地域活動支援交付金90万円の増額は、補助対象面積の増加による増額であります。

次に、歳出です。

事項別明細書の3ページをごらん願います。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、18節備品購入費682万円の増額は、各課に配置している会計管理用のパソコンにおいて、ウィンドウズXPの保守完了に伴い、パソコン20台を更新するものであります。

3款民生費です。2項児童福祉費、4目保育園費、19節負担金、補助金及び交付金の広域入所保育所運営費負担金55万2,000円の増額は、他の町の保育園へ広域入所児、矢吹町に2名、古殿町に1名分の負担金です。4月になりますと、鮫川のこどもセンターに預けるといふことなんですが、事情がありまして、今、矢吹町からと古殿町からということをお願いし

たいと考えておる負担金でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、19節負担金、補助金及び交付金の自家用水道施設整備事業補助金119万4,000円の増額は、この事業は要望が多くありまして、今現在4件分の補助金を追加するものであります。

同じく5目診療費、18節備品購入費1,585万5,000円の増額は、一般X線撮影装置一式388万5,000円、ほか3件の医療機器について、へき地診療所設備整備費補助金を活用して医療機器を導入するものであります。

事項別明細書4ページをお開きください。

6款農林水産業費です。2項林業費、1目林業総務費、19節負担金、補助金及び交付金の森林整備地域活動支援交付金120万円の増額は、林業経営計画作成促進事業の対象面積の増加により、東白川郡森林組合に交付する交付金を増額するものであります。

7款商工費、1項商工費、4目鹿角平観光牧場費、17節公有財産購入費の国有林野土地購入費150万円の減額は、林間コースとして整備を計画しておりますクロスカントリーコースの土地購入価格が内定したことによります減額であります。予定価格より安くなったということです。購入面積は5万6,789平方メートルであります。購入金額が当初600万円を見込みましたが、450万円となる見込みです。10アールあたりに換算すると約8万円であります。

同じく22節補償、補填及び賠償金の国有林野立木補償費150万円のこれは増額になります。購入するクロスカントリー林間コース敷地内の立木の補償価格が内定したことによる増額です。立木の補償費は、当初より150万円の増額となりますが、土地購入費の減額と合わせますと、総事業費では増減はありません。

次に、事項別明細書の5ページをお開きください。

10款教育費、3項中学校費、2項教育振興費、11節需用費の修繕料40万1,000円の増額は、スクールバスの暖房装置の修繕料であります。

次に、議案第4号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページから6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお開きください。

予算の総額の増減はありません。

主な補正は、3款予備費を増額し、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の18節パソコン購入費に充てるものです。これもウインドウズXPの保守完了に伴い更新するもの



であります。

以上で、議案1号から4号までの4議案についての提案理由の説明とさせていただきます。  
ご理解いただきまして、賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） それでは、1点質問させていただきます。

議案第3号の一般会計補正予算、歳出の部の4款衛生費、自家用水道施設整備事業補助金の119万4,000円ということで、4件の要望ということであります。この事業、多分1件につき20万円の上限だったと思いますが、その差額39万4,000円余っているようでありましたが、この内訳のご説明をお願いしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の水道事業につきましての再質問であります。グループでの、団体での申し込みがありました。1件は個人の申し込みであります。もう1件が2件であります。4名ほどおります。ですから、4名の申し込みですと80万ということありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 補正の衛生費、事項別明細書の3ページですか、へき地診療所設備費というようなことで、今回整備する設備機器の内容等をちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の今回診療所に整備します機器についての詳細であります。まず事項別明細書の3ページの4款衛生費に、診療所費の中でうたっております。まず1点が一般X線撮影装置一式ということで、レントゲンの機器であります。下のコンピューテッドラジオグラフィシステム一式というのは、このエックス線で写した映像を画面に映し、先生の診断を受けるシステムであります。

次の、電子血圧脈波心電図検査装置というのは、これは電子の血圧測定器、あるいは血圧の脈波の検査装置であります。この血圧の脈波をはかることによって、いろいろ体の変調を知ることができるんだそうです。あとは、心電図の検査装置を兼ねている機械であります。

あと、下の機械は超音波画像診断装置一式という493万5,000円、これはエコーです。今、エコー機械はあるんですけども、このエコーも老朽化したということで、新しいので診断

したいということで、以上4点の医療機器で1,500万の予算ということでもあります。50%の補助で750万が限度となっていたものですから、1,500万の範囲に申し込みを計画させていただきました。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議員派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第122条の規定に基づき、議員研修に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

---

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第1回鮫川村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時21分）

上記会議次第は事務局長増谷隆夫の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成26年1月24日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 関 根 政 雄

署 名 議 員 山 形 郁 夫